

## 被災宅地危険度判定士 資格要件申告書

わたくしは、奈良県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第1項第1号に定める、資格要件に下記のとおり該当することを必要書類を添え申告します。

### 記

該当する資格要件

|  |
|--|
|  |
|--|

裏面から該当する要件を記入する。

令和 年 月 日

奈良県知事 殿

申告者氏名

(裏)

## 該当する資格要件

該当するものいずれか1つの記号を表面口に記入し、指定された証明書を添付する。

|  |
|--|
| <p><b>ア 大学卒業者</b>：盛土規制令第 22 条第 1 号、都計規則第 19 条第 1 号イ該当</p> <p>大学（短大を除く。）又は旧大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有する者及び正規の都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有する者</p> <p>必要な添付書類：卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加）、実務経験証明書（様式第 3 号）</p>  |
| <p><b>イ 3年課程の短期大学卒業者</b>：盛土規制令第 22 条第 2 号、都計規則第 19 条第 1 号ロ該当</p> <p>短大において、正規の土木又は建築の修業年限三年以上の課程（夜間を除く）を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術に関して三年以上の実務の経験を有する者及び正規の都市計画又は造園の修業年限三年以上の課程（夜間を除く）を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務の経験を有する者</p> <p>必要な添付書類：卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加）、実務経験証明書（様式第 3 号）</p>                                     |
| <p><b>ウ 短期大学、高等専門学校卒業者</b>：盛土規制令第 22 条第 3 号、都計規則第 19 条第 1 号ハ該当</p> <p>前項以外の短大若しくは高等専門学校又は旧専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術に関し四年以上の実務の経験を有する者及び正規の都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して四年以上の実務経験を有する者</p> <p>必要な添付書類：卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加）、実務経験証明書（様式第 3 号）</p>   |
| <p><b>エ 高等学校卒業者</b>：盛土規制令第 22 条第 4 号、都計規則第 19 条第 1 号ニ該当</p> <p>高等学校若しくは中等教育学校又は旧中学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後土木、建築又は宅地開発の技術に関して七年以上の実務経験を有する者及び正規の都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して七年以上の実務経験を有する者</p> <p>必要な添付書類：卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加）、実務経験証明書（様式第 3 号）</p>   |
| <p><b>オ 大学院等在学経験者</b>：盛土規制令第 22 条第 5 号告示 1005 第 1 号、都計規則第 19 条第 1 号チ告示 38 第 1 号該当</p> <p>大学（短大を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して、土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して一年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して、一年以上の実務経験を有する者</p> <p>必要な添付書類：在学の期間を証明する書類（必要な場合において履修科目証明書を追加）、実務経験証明書（様式第 3 号）</p>     |
| <p><b>カ 技術士</b>：盛土規制令第 22 条第 5 号告示 1005 第 2 号、都計規則第 19 条第 1 号ホ告示 39 該当</p> <p>技術士法における第二次試験において技術部門を建設部門、農業部門（選択科目「農業農村工学」）、森林部門（選択科目「森林土木」）又は水産部門（選択科目「水産土木」）とするものに合格した者及び技術部門を上下水道部門又は衛生工学部門とするものに合格した後、宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有する者</p> <p>必要な添付書類：技術士登録証の写し又は技術士第二次試験合格証明書、実務経験証明書（様式第 3 号）※技術部門が上下水道部門又は衛生工学部門の場合のみ</p> |
| <p><b>キ 一級建築士</b>：盛土規制令第 22 条第 5 号告示 1005 第 3 号、都計規則第 19 条第 1 号ヘ該当</p> <p>一級建築士の資格を有する者</p> <p>必要な添付書類：一級建築士登録証の写し</p>   |
| <p><b>ク 認定講習会修了者</b>：盛土規制令第 22 条第 5 号告示 1005 第 4 号、都計規則第 19 条第 1 号ト該当</p> <p>土木又は建築の技術に関して十年以上の実務経験を有する者及び宅地開発に関する技術に関する七年以上の実務経験を有する十年以上の都市計画、造園に関する実務経験を有する者で認定講習を修了した者</p> <p>必要な添付書類：認定講習会修了証の写し、実務経験証明書（様式第 3 号）</p>  |

※ この面で「盛土規制令」とあるのは「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」を、「告示 1005」とあるのは「昭和 37 年 3 月 29 日付建設省告示第 1005 号」を、「都計規則」とあるのは「都市計画法施行規則」を、「告示 38」とあるのは「昭和 45 年 1 月 12 日付建設省告示第 38 号」を、「告示 39」とあるのは「昭和 45 年 1 月 12 日付建設省告示第 39 号」を表す。